

兵庫県公報

令和2年6月30日 火曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則

ページ

○ 職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 …………… 1

公布された法令のあらまし

● 職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第9号）

行政組織規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年6月30日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第9号

職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第1条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款本庁の項中

「

- (1) 新庁舎整備室長
- (2) 専門職大学準備室長
- (3) 全国豊かな海づくり大会推進室長
- (4) 出納局長
- (5) 局長（行政職10級の者を除く。）
- (6) 公館長
- (7) 県土安全参事
- (8) 住宅参事
- (9) 工事検査室長

」

を

「

- (1) 新庁舎整備室長
- (2) 専門職大学準備室長
- (3) 感染症等対策室長
- (4) 全国豊かな海づくり大会推進室長
- (5) 出納局長

- (6) 局長（行政職10級の者を除く。）
- (7) 公館長
- (8) 県土安全参事
- (9) 住宅参事
- (10) 工事検査室長

に改める。

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項1中「専門職大学準備室長」を「専門職大学準備室長 感染症等対策室長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。